

特別養護老人ホーム山王清里苑短期入所生活介護運営規程

第一章 総則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人清里が開設する山王清里苑指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下「施設」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態となった高齢者に対し適正な短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供をすることを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、入所者一人一人の意思及び人格を尊重し、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画に基づき、居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、自立した日常生活を営むことができるよう、日常生活全般の介助(入浴・排泄・食事等)及び機能訓練により、利用者の心身の機能の維持を支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、担当介護支援専門員等、市町村、介護保険施設及びその他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称 特別養護老人ホーム山王清里苑

所在地 名古屋市中川区山王三丁目17番8号

(入所定員)

第4条 山王清里苑指定短期入所生活介護事業所の入所定員は次のとおりとする。

空床利用型(多床室) 特別養護老人ホーム定員の範囲内

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて入所させないものとする。

第二章 人員

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種・員数及び職務の内容は次のとおりとする(介護予防も合算して表記する)。

(1)管理者 1名(常勤、特養施設長が兼務)

管理者は、理事長の命を受け、施設の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2)医師 1名(非常勤)

医師は、利用者の健康管理を行う。

(3)生活相談員 1名(常勤専従1名)

生活相談員は、利用者の生活相談、関係機関との調整等を行う。

(4)介護及び看護職員

介護職員 14名以上

看護職員 2名以上

介護職員は、利用者の日常生活上の介護を行う。

看護職員は、利用者の健康状態の把握及び必要な看護を行う。

(5)管理栄養士 1名(常勤専従)

管理栄養士は、利用者の食事について栄養状態や心身状態に応じた栄養管理を行う。(委託業者を指導して食事管理を行う。)

(6)機能訓練指導員 1名(常勤兼務、看護職員を兼務)

機能訓練指導員は、利用者に対する機能訓練及び介護職員への指導を行う。

第三章 設備

(設備及び備品)

第6条 施設は、法令に定められた設備及び所定の備品を備えるものとする。

第四章 運営

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は名古屋市内全域の区域とする。

(利用者に対するサービスの内容)

第8条 利用者に対するサービスの内容は次のとおりとし、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう利用者の心身の状況に応じて、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいて行うこととする。

- (1) 1週間に2回以上適切な方法により利用者を入浴させるか、清拭を行う。
- (2) 利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行う。オムツを使用せざるを得ない利用者のオムツを適切に取り替える。
- (3) 利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
- (4) 常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させる。
- 2 必要な居室の提供を行う。
- 3 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。又、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うように努める。
- 4 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 5 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーションや行事を行う。
- 6 利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための機能訓練を行う。
- 7 職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。
- 8 利用者及び家族の希望により送迎サービスを行う。

(居宅介護サービス及び介護予防サービス費用等)

第9条 施設は、居宅介護サービス費及び介護予防サービス費として介護報酬の告示上の額(法定代理受領サービスである時は、介護保険負担割合証に記載の割合)の支払いを受けるものとする。

2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供した際に利用者から支払いを受ける利用料の額と、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けるものとする。

- (1) 滞在費(多床室)として、1日あたり915円(基準費用額)
- (2) 食費として、1食あたり1,445円(朝食401円、昼食522円、夕食522円 基準費用額)
- (3) 日常生活において通常必要となる日用雑費として、1日あたり500円
- (4) おやつ代として、1日あたり100円
- (5) 理美容代金(実費)

4 第3項の(1)(2)については介護保険負担限度額認定証により、負担限度額が決定される。

5 前項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供にあたっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者及び家族の同意を得るものとする。

(施設利用にあたっての留意事項)

第10条 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供の開始に際しては、予め利用者又はその家族に対し、運営規程の概要・従業員の勤務の体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者又はその家族の同意を得るものとする。

2 指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証の内容を確認し、居宅介護サービス及び介護予防サービスの提供に努めることとする。

3 身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受ける事が困難な者に対し、指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供する。又、正当な理由なく指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供を拒まない。

4 利用者が入院治療を必要とする場合やその他利用者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、居宅介護支援専門員等と協力し、適切な措置を速やかに講ずることとする。

5 利用者の入所に際しては、その者の心身の状況や病歴等の把握に努める。

6 施設は、利用者に病状の急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに家族に連絡する等の措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 施設は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(施設運営に関する重要事項)

第12条 施設の管理者は、専ら施設の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該施設の管理上支障がない場合は、他の事業所、施設の職務に従事することができるものとする。

2 施設は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を定めるものとする。

3 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を設けるものとする。

4 施設は、入院治療を必要とする利用者のために、予め協力医療機関及び協力歯科医療機関を定めるものとする。

5 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規定と重要事項説明書の概要を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第13条 施設の職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

3 施設は、別に施設が定める個人情報の利用目的を逸脱しない範囲内で情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第14条 施設が提供した指定短期入所生活サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対処するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

2 施設は、その提供した指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うこととする。

(事故発生時の対応)

第15条 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

(記録の整備)

第16条 施設は、利用者に対する指定短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護サービスの提

供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を月1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年2回定期的に実施する。

(4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者(入所者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第18条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を月に1回開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

第19条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他)

第20条 施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法 第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

第21条 この規程の定める事項のほか、施設の運営及び管理について必要な事項は社会福祉法人清里と管理者の協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、令和7年4月1日から施行する。